



その契約、本当に大丈夫？ ～18・19歳からの契約トラブル～

2022年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の方でも親（法定代理人）の同意を得ることなく契約ができるようになりました。ところが、引き下げに伴い、成年になったばかりの方から、美容やもうけ話などに関する相談が少しずつ増えてきています。トラブルに巻き込まれないよう、注意しましょう！

○無料体験のつもりが…

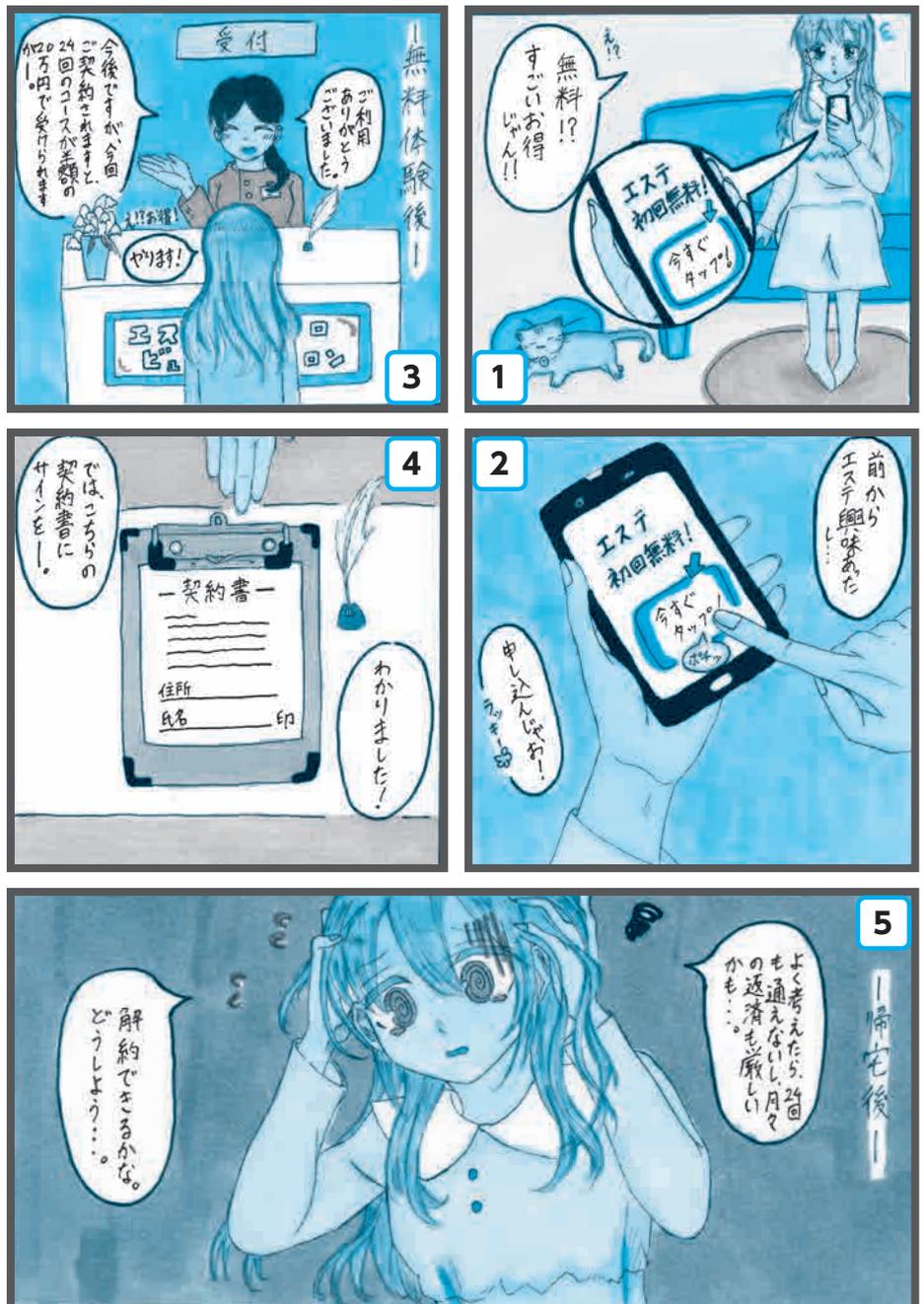
【事例】

スマートフォンを見ていたら「エステ無料キャンペーン」の広告が出てきた。「無料だから」と、体験のつもりで申し込みをした。無料体験後、「今日、契約をすれば24回のコースが半額の20万円で受けられますよ」と勧誘され、その場でクレジットの分割払いの契約をしてしまった。帰宅後、よく考えてみたら、24回も通えず、月々の支払いも厳しいので解約したい。

【アドバイス】

エステの大半は、長期間継続して受けるサービスであり、高額な契約となることが多いです。「今日だけ」「今だけ」など、お得な内容を説明されても、その場で簡単に契約はせず、自分にとって必要なサービスなのか、支払いは可能かどうか、よく検討してから契約するようにしましょう。クーリング・オフ^{*}や中途解約できる場合がありますので、困ったときは、消費生活センターへご相談ください。

^{*}訪問販売など特定の取引形態で消費者が契約をした場合に、一定期間内であれば無条件に解除できる制度です。



©朝霞西高校漫画研究部 ペンネーム：やまのこさん、ゆきみだいふくさん、くまさん

<ご利用ください、消費生活相談>

【相談日】月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日除く） 午前10時～正午、午後1時～4時
【場所】消費生活センター（市役所別館4階 48番窓口）
【電話】463-1111（内線2256）

契約に関するトラブル、商品の品質や安全性、悪質商法、多重債務などの相談を受け付けています。

